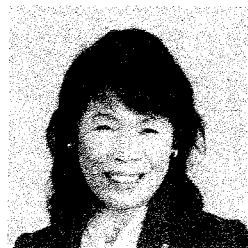


# みっちゃんの風（市議会報告）35号 本庄市の困った建築問題 市民は大迷惑

2016年6月3日



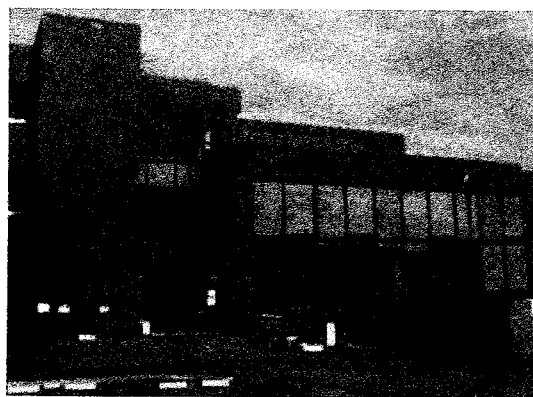
町田美津子本庄市議会議員

## 1. 子どもたちや市民のために図書館の未来図を描く 必要があるのではないか（本庄市立図書館の問題）

『図書とは、未来ある子どもたちと市民にとって、「命」と同等の価値があるものである』と思っています。未来ある子どもたちと市民が、公平・平等に十分に利用することのできる「近代的図書館」を、建設すべきであると考えています。

2011（平成 23）年度図書館要覧「本庄市立図書館（本館）発行」によれば、10万冊の収蔵を想定して建設がされている現図書館（本館）には、すでに16万冊が収蔵されています。つまり、この時すでにスペースの足りない図書館に無理をして図書を収蔵したため、約6万4645冊の収蔵オーバーになっているのです。

また、本庄市立図書館の蔵書は本庄図書館と旧児玉町セルディ内図書館（分館）を合わせると21万4645冊です。しかし、これでも2011（平成 23）年度の県平均の蔵書冊数33万6532冊には、12万1887冊およびません。



本庄図書館（現在工事中）

臨時図書館は、旧いまい台交流センター内

このような現状にありながら、今後の本庄市の図書館行政について

- ① 本庄図書館（本館）と児玉町セルディ内図書館（分館）を両立させる運営する方がよいのではないかと。
- ② 本庄図書館（本館）は、蔵書スペースが足りず、駐車場も大変少ないが、今後どうするのか。

など、大切な合併後の本庄市の「未来の図書館像」について、市民に公開された

協議機関を設置することもなく、また、調査報告書をまとめることもせず、「大規模改修工事」と「増設工事」を決めてしまいました。「大規模改修工事」と「増設工事」の総工事費は、6億4746万円とのこと。合併特例債を利用することです（市財政課）。本庄市の負債がまた増えてしまいます。

隣の上里町では、「上里町立図書館」と「上里町歴史民俗資料館」を同居型施設で1つの施設として建設をしています。また、広い駐車場も併設されています。美里町も同様な併設の設備を整えています。



児玉町セルディ内図書館(分館)

十分な「協議検討」の場を保証し、検討するならば、合併本庄市においても、上里町や美里町のような同居型施設で合併のための近代的図書館を建設することは、これまでににおいても十分に可能であったはずですが、また、現在ある本庄と児玉の2か所にある図書館を上手に運営していくことも現実的で大切な手法でもあるはずですが、何とかしなくてはならない課題です

## 2. 駐車場の足りないはにぼんプラザ

34年前に「駐車場の少ない本庄市立図書館」が建設されたのと同様に、また、「駐車場の少ない、はにぼんプラザ」が建設されました。本庄市は、現在が車社会であることを忘れているのでしょうか。近隣の人は良いのでしょうか、車で来ざるを得ない人にとってはどうでしょうか。合併した本庄市民と未来ある子どもたちが抱えることになる「利用しづらさ」や「不平等感」等は考えたのでしょうか。

2016(平成28)年4月26日現在の、この施設の総収容人員は、757人となっています。この施設は17の有料の部屋(多目的ホール212名を含む全体収容人員は548人)7つの無料スペースの全体収容人員は177人、市民活動推進課(12人)社会福祉協議会(16人)コミュニティ協議会(1人)市民活動支援ルーム(3人)となっており、この施設の総収容人員は、757人となっています。(市担当課より)



駐車場の足りないはにぼんプラザ

しかし、この施設の駐車場台数は、たったの73台であり、総収容人員の9.64%の駐車台数しか確保がされていません。「駐車場の少ない公共施設」と言わざるを得ません。

この施設内の有料の部屋に入っている多目的ホールの総収容人員は212人です。「ピアノ」、「昇降式ステージ」、「大型鏡」等が設置されており、「講演会」、「映画会」、「演劇」、「コンサート」、「発表会」等の多種多様の利用が可能であると市担当課は説明をしています。

しかし、73台の駐車場は、多目的ホールの活動を保障していません。一体、多目的ホールは何人の収容であったら利用することができるのでしょうか？他の部屋を利用する市民も駐車場を利用するのです。本庄市は、212名収容できる多目的ホールを「どのように利用しろ」と言うのでしょうか？

本庄市は、駐車場が十分ではないので「なるべく乗り合わせて来て下さい。」「歩いて来て下さい。」などと言い、駐車できない人には、「周辺には有料駐車場がたくさんあります。」と有料駐車場の案内図を配っています。

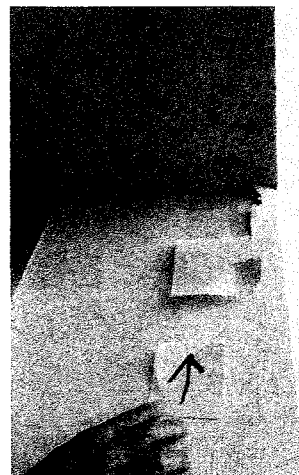
合併特例債を利用して、34年前に建設された旧市立図書館（本館）と同様に、「はにぼんプラザ」の総工事費は、17億4000万円、備品費などは4159万7000円を確保しているとのこと（市担当課）。また、本庄市の負債が増えます。「はにぼんプラザ」の建設費には、合併特別債が利用されています。合併特別債の目的は、「合併後の市町村内の行政サービスの水準の均衡を図るための施設の整備とあります。しかし、「はにぼんプラザ」は、旧児玉町民から、はるかに離れた場所に建設をされました。しかも、駐車場が十分にありません。

また、「はにぼんプラザ」は、廃館された「本庄市立中央公民館」と「本庄市立コミュニティーセンター」の機能も引き継ぐとして、建設されたものです。何とかしなくてはならない課題です

### 3. 「失敗は生かされていない。」欠陥施設「アスピア児玉」

2008年11月完成の本庄上里学校給食センターの建設に関する「除害施設」の「やり直し工事」に続いての不適切な建設です。

2015（平成27）年度、6月完成オープンのアスピア児玉は、「雨漏り」や「床のデコボコ」等の生じた欠陥施設です。塙保己一記念館にも「雨漏り」の跡が見られました。建設業者は、遊戯室の天井に、大小の穴をあけて、天井にたまった雨水をビニールシートを使って流しそうめんのごとく、室外



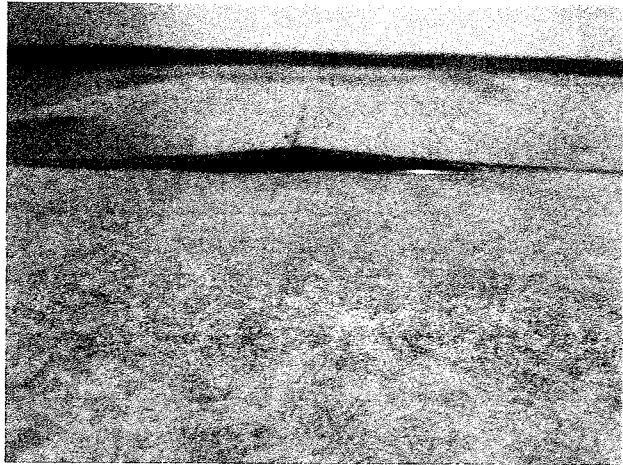
遊戯室の天井に明けられた排水の穴

に放水をしました。

つまり、排水関係に重大な欠陥のある公共施設「アスピア児玉」が建設されたのです。

本庄市は、「雨漏り」や「床のデコボコ」等の生じた欠陥施設「アスピア児玉」を受け取りました。

本庄市は、なぜ欠陥施設「アスピア児玉」を受け取ってしまったのでしょうか。なぜ、これを受け取らず、やり直しをさせることができなかったのでしょうか。



盛り上がった危険な床板

「中間検査」や「完成検査」は、どのように行われたのでしょうか。受け取る時の「判定と確認」は、一体、どのように行われたのでしょうか。これらの検査体制について、今後、しっかりと調査をすすめ、現状と課題を明らかにしたいと思います。

なぜ、本庄市は、庁舎内に建設、検査などの実力は育たないのでしょうか。他市町村では「3年、5年、10年」をかけて、「基本構想」「基本計画」「実施計画」を策定し、稟議書を作成しているのです。

しかし、本庄市は、これをしていません。「どんな施設」を「どこに建設をするのか」この重大方針決定は、合併本庄市民、専門家等と共に多くの時間と労力を使い、あらゆる角度から調査分析をし、合併本庄市民と未来ある子どもたちに対する「平等」「公平」を前提として、市民や子どもたちに希望を与え、役立つ施設として方針決定されるべきものであり、当然の事として、あくまでも慎重を期することが求められるのです。このとても大切なことが十分に議論されることなく、方針決定が為されているのです。

また、税の「費用対効果」を考えても、効果的な税の使用は、行政に関わるすべての人の重大な責務です。

合併本庄市民と各議員には、これを改善する努力が求められています。「いとしき」、「いとしき」さらに「いとしき」合併後の未来ある子どもたちのために。私たちは、この努力を全力ですすめて行かなければなりません。

# 『独裁者はいらぬ』

安倍首相が、ヒットラーのような独裁者になることを絶対に許してはいけません。日本国憲法に緊急事態条項を入れたら、安倍首相を独裁者にしてしまいます。

# 『日本を戦争社会には突入させてはならない。』

殺さない・殺されない・殺させない

## 日本外交と政治の正体



孫崎 享

〈連載138〉

多くの国民は、災害に対応する「緊急事態条項」は憲法に必要か、と思っただろう。しかし、問題は「緊急事態条項」を使って何をやるのかであり、それは自民党の改憲草案で明確に示されている。内容はこうだ。

第98条(緊急事態の宣言の効果) 緊急事態の宣言が

発せられたときは、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができる。3. 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、国その他公の機関の指示に従わなければならない。4. 緊急事態の宣言が発せられた場合において

要するに「緊急事態」と首相が宣言すれば、首相の意向が法律と同等の効果を発揮する。国民はこれに従わなければならない。この間、国会の解散をしないでいいというから、まさに独裁体制そのものである。

安倍政権の動きは、ナチスドイツ時代と対比される。1933年3月23日、当時のドイツでは全権委任法が制定された。ヒトラー首相が率いる政府にワイマール憲法に拘束されない無制限の立法権を授権したのだ。今回の「緊急事態条項」はこのナチスの

安倍政権が憲法を改正し、新たに「緊急事態条項」を加える動きを加速させている。安倍首相は15日の参院予算委で「大規模災害時に国民の安全を守るため、国家、国民自らがどのような役割を果たすべきかは極めて重く大切な課題だと発言した。

# 「緊急事態条項」は独裁国家成立への道

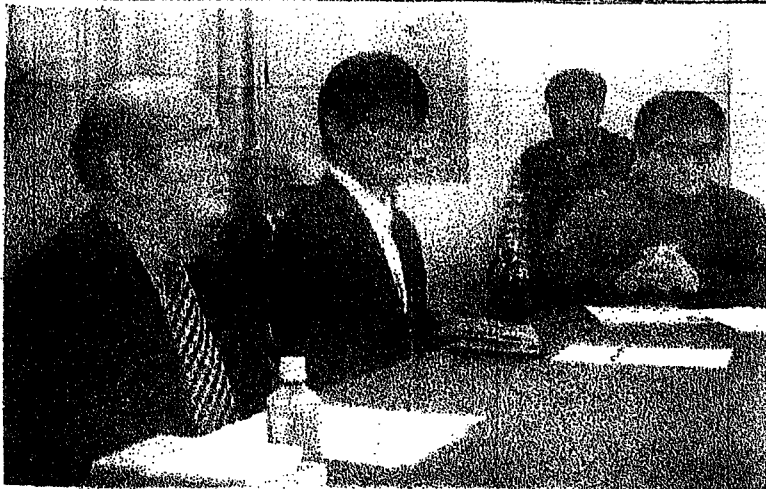
全権委任法よりも酷い。なぜ、こんな改悪を進めようとしているのかといえば、集団的自衛権と関係がある。安倍政権は安保法をつくらせた。しかし、これが憲法違反であることは歴然で、法に従って自衛隊を海外派遣しようとするれば、違憲訴訟が起きる。さらに国民の猛反対で憲法9条の改正もできない。そこで、「緊急事態条項」で実質的に9条の改正と同じ効果を得ようとしているのだ。「災害のため」というのは口実にすぎない。

(金曜掲載)

# 県内で原告団結成へ

東京 埼玉中央

## 集団提訴準備会



記者会見で連署訴訟の意義などを語る共同代表の岡察氏(手前側)ら。県庁で

# 「安保法制は違憲」

昨年九月に成立した安全保障関連法は憲法九条に違反しており、憲法前文から導かれる平和的生存権が侵害されたなどとして、県民有志でつくる「九条こわす安保法制・連署訴訟埼玉準備会」は十四日、さいたま市内で連署訴訟の原告団結成集会を開く。三月末までの安保法の施行前に、国家賠償を求めさいたま地裁に提訴する予定という。

(谷岡史)

## 呼び掛け人に金子兜太さんら

準備会の呼び掛け人には九日現在、本紙「平和の俳句」選者の俳人金子兜太さん、百歳のシャーマナリストむのたけじさんら県ゆかりの有識者三十三人が名を連ねる。県内各地で事務局を担当する世話人は十七人、賛同人は二百十四人。原告団は、このうち呼び掛け人九人、世話人十六人、賛同人六十九人で発足する。準備会は十四日に「安保法制違憲訴訟埼玉の会」に改称し、原告団の支援に回るといふ。

定した安保法制を成立させたことと矛盾している。この「原告団結成」と批判した。同じく共同代表の埼玉障害者市民ネットワーク代表の野島久美子さん「春日部市」は「障害者は平和じゃないと生活できない。戦争が始まるのが怖い」、フリーライター倉橋綾子さん「越谷市」は「憲法がゆがめられ、国の針路がどうなるか非常に心配」と訴えた。安保法制をめぐる連署訴訟では、弁護士約二百人でつくる「安保法制違憲訴訟の会」が全国の地裁での集団提訴を支援しており、埼玉の会も連携して活動する。東京都、大阪府、愛知県でも集団提訴を目指す動きがある。

十四日の集会は午後六時からJR浦和駅東口の浦和コミュニティセンターで参加無料。問い合わせは、共同代表の白田真希さん「電話090(1702)8944」へ。